

総合教育センター会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、総合教育センター会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象

教員の指導力向上のための指導及び助言等の業務
幼児教育に関する調査研究及び研修企画
養護教諭及び養護職員の研修の計画立案等の業務
図書室の運営、環境整備業務
一般業務
学力向上支援事務補助員
教員の指導力向上に資する資料の集積・発信及び相談業務
校務支援システムの活用に関する支援等の業務
大阪市総合教育センターにおける OEN コーディネーター業務及びシナジースクエアコンシェルジュ業務

3 任用について

会計年度任用職員の選考は、面接により行う。
なお、成績が一定基準以上の受験者は、登録合格者名簿に登載され、採用日の属する会計年度中、効力を有するものとする。

4 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

5 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

(1) 勤務日数

- ア 1日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日または週 3 日の勤務日
- イ 1日 6 時間の勤務時間で週 5 日の勤務日

(2) 勤務時間

- ア 午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分まで(週 4 日または週 3 日勤務)
- イ 午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分まで(週 4 日または週 3 日勤務)
- ウ 午前 8 時 45 分～午後 5 時 00 分まで(週 4 日または週 3 日勤務)
- エ 午前 9 時 00 分～午後 3 時 45 分まで(週 5 日勤務)

(3) 休憩時間

午前 12 時 15 分～午後 1 時 00 分まで

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 10 日から施行する。